(2)　支給認定等
　小学校就学前子どもの保護者は、子どものための教育・保育給付を受けようとするときは、子どものための教育・保育給付を受ける資格を有すること及びその小学校就学前子どもの区分についての市町村の認定を受けなければならないこととした。（第二〇条関係）
(3)　施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給
　市町村は、支給認定に係る小学校就学前子ども（以下「支給認定子ども」という。）が、市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認した教育・保育施設（以下「特定教育・保育施設」という。）から当該確認に係る教育・保育を受けたときは、保護者に対し、施設型給付費を支給することとし、支給認定子どもが、市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認した地域型保育事業者（以下「特定地域型保育事業者」という。）から当該確認に係る地域型保育を受けたときは、保護者に対し、地域型保育給付費を支給することとした。（第二七条及び第二九条関係）

3　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者
(一)　特定教育・保育施設
　特定教育・保育施設の確認は、教育・保育施設の設置者の申請により、教育・保育施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めて、市町村長が行うこととした。（第三一条関係）
(二)　特定地域型保育事業者
　特定地域型保育事業者の確認は、地域型保育事業を行う者の申請により、地域型保育の種類及び地域型保育事業を行う事業所ごとに、利用定員を定めて、市町村長が行うこととした。（第四三条関係）

4　地域子ども・子育て支援事業
　市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業等を行うこととした。（第五九条関係）

5　子ども・子育て支援事業計画
(一)　基本指針
　内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めることとした。（第六〇条関係）
(二)　市町村子ども・子育て支援事業計画及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画
　市町村及び都道府県は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めることとした。（第六一条及び第六二条関係）

6　費用等
　市町村が支弁する都道府県及び市町村以外の者が設置する特定教育・保育施設に係る施設型給付費等の支給に要する費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして政令で定めるところにより算定した額の四分の一を都道府県が、二分の一を国が負担することとした。（第六五条～第六八条関係）

7　子ども・子育て会議等
　内閣府に、子ども・子育て会議を置くこととした。（第七二条関係）

8　保育所に係る委託費の支払等
　市町村は、児童福祉法第二四条第一項の規定により保育所における保育を行うため、当分の間、支給認定子どもが、特定教育・保育施設（民間立の保育所に限る。）から保育を受けた場合は、保育費用を、当該保育所に委託費として支払うものとするとともに、保護者等から、家計に与える影響等を考慮して定める額を徴収することとした。（附則第六条関係）

9　施行期日
　この法律は、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行することとした。

――――――――――

◇就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（法律第六六号）（内閣府本府）

1　目的規定の改正
　幼児期の教育及び保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを明記した。（第一条関係）

2　幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の充実
(一)　認定の条件（第三条関係）
(1)　都道府県の条例で定める要件を満たした施設について、その設置者が欠格事由に該当する場合及び供給過剰による需給調整が必要な場合を除き、認定することとした。
(2)　認定に当たっては、都道府県は、市町村に協議しなければならないこととした。
(二)　教育及び保育の内容
　認定こども園において教育又は保育を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえて行わなければならないこととした。（第六条関係）

3　幼保連携型認定こども園
(一)　施設の定義
　幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設置される施設をいうこととした。（第二条関係）
(二)　教育及び保育の目標等
(1)　教育及び保育の目標
　幼保連携型認定こども園においては、(一)に規定する目的を実現するため、子どもに対する学校としての教育及び児童福祉施設としての保育並びにその実施する保護者に対する子育て支援事業の相互の有機的な連携を図りつつ、幼保連携型認定こども園の教育及び保育の目標を達成するよう教育及び保育を行うこととした。（第九条関係）
(2)　教育及び保育の内容（第一〇条関係）
　イ　幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項は、(一)に規定する目的及び(1)の目標に従い、主務大臣が定めることとした。
　ロ　主務大臣がイの事項を定めるに当たっては、幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性の確保並びに小学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならないこととした。
(3)　入園資格
　幼保連携型認定こども園に入園することのできる者は、満三歳以上の子ども及び満三歳未満の保育を必要とする子どもとした。（第一一条関係）
(三)　施設の設置等
(1)　設置者
　幼保連携型認定こども園は、国、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のみが設置することができることとした。（第一二条関係）
(2)　設備及び運営の基準
　都道府県は、幼保連携型認定こども園の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととした。（第一三条関係）
(3)　職員
　園長及び保育教諭を置かなければならないこととし、副園長その他必要な職員を置くことができることとした。（第一四条関係）
(4)　職員の資格（第一五条関係）
　イ　保育教諭等は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の資格の登録を受けた者でなければならないこととした。
　ロ　その他の職員について必要な資格を定めた。
(5)　設置等の届出
　市町村は、幼保連携型認定こども園の設置又は廃止等を行おうとするときは、あらかじめ、都道府県知事に届け出なければならないこととした。（第一六条関係）